

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 藤岡地域づくり推進課

許認可等の内容		栃木市藤岡城山コミュニティセンターの利用に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例第4条 栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例施行規則第4条1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例抜粋</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、コミュニティセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的として利用するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において利用させることが適当でないと認めるとき。</p> <p>栃木市藤岡城山コミュニティセンター条例施行規則抜粋</p> <p>(利用承認等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により、コミュニティセンターの利用承認を受けようとする者は、あらかじめ栃木市藤岡城山コミュニティセンター利用承認申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>	